

BitLending サービス概要説明書

作成者

株式会社 J-CAM

作成基準日

2024 年 12 月 2 日

【サービス概要】

お客様からお預かりした暗号資産を、株式会社 J-CAM（以下「弊社」）が暗号資産交換業者や機関投資家などへ再度貸出して、安定して高い貸借料還元を図ることを目指します。

【サービスの特色】

国内最高水準の高い貸借料

- ・ 有力な海外取引所やクリプトファンドなど複数の機関と契約を結び、暗号資産を貸し出すため、暗号通貨取引所のレンディングサービスと比較して、高い貸借料を実現できます。
※ 分散管理のために 1 機関あたり最大で預かり資産全体の 20%までを上限としています。

強固なセキュリティ対策

- ・ お客様からお預かりした資産の安全性を最優先に考え、信頼性の高いカストディアンと連携し、最先端のセキュリティ対策を実施しています。この契約により、お客様の資産は取引所のハッキングや破綻による損失からも守られ、常に安全な状態が維持されます。
※ カストディアン (Custodian) とは、金融資産や有価証券を安全に保管・管理する専門機関です。

【サービス利用対象者】

日本国内在住の個人・日本国内に登記のある法人。

※ 会員登録時に弊社が指定するご本人様確認手続きが必要となります。

【預入】

預入申込可能日

- ・ 毎日。

預入申込単位

- ・ 通貨毎に定める最低の単位枚数以上での申込となります。

追加申込単位

- ・ 通貨毎に定める最低の単位枚数以上での申込となります。

預入上限額

- ・ お客様おひとりにつき、弊社にて取り扱いの暗号通貨毎に、日本円換算で総額 30 億円までとなります。

預入開始タイミング

- ・ お客様が送金した暗号資産のトランザクションを確認できた日の翌日から貸借料は発生致します。

【貸借料】

貸借料率の策定

- ・ 毎月 25 日に各取り扱い暗号通貨の貸借料率を策定し、公表します。

貸借料の計算

- ・ 弊社が定める貸借料率を年率として、お預かりする対象暗号資産から月額 of 貸借料を計算。
※ 弊社が定める貸借料率は月払複利での料率であり、付与される貸借料は単利での付与となります。

貸借料付与タイミング

- ・ 毎月 1 日に預入対象の暗号資産に対して貸借料を付与します。
※ お預け頂いた暗号資産に貸借料を繰り入れて複利で預入を継続します。
※ 月途中で預入を開始された場合は、日割りでの計算となります。

【返還】

返還請求可能日

- ・ 預入を開始してから 1 ヶ月は返還請求が出来ません。
- ・ 預入開始 1 ヶ月経過後から、いつでも返還請求が可能となります。

返還請求単位

- ・ ありません。

通貨返還タイミング

- ・ 即時返還を選択された場合は、返還申請を確認した日から起算して 7 営業日以内にお客様の指定するウォレット・取引所に返還します。その際、返還申請日の属する月の貸借料は受け取れません。
- ・ 月末返還を選択された場合は、返還申請を受け取った日の属する月の月末から起算して 7 営業日以内にお客様の指定するウォレット・取引所に返還します。その際、返還申請日の属する月の貸借料を繰入れた額の対象暗号資産を返還します。

【手数料】

預入時

- ・ ありません。
※ 預入時にかかる預入元ウォレット・取引所にてかかる送金手数料に関しては、お客様ご自身の負担となります。

貸借料付与時

- ・ ありません。

管理費用

- ・ お客様にご負担頂く管理費用はありません。

返還請求時

- ・ 返還時にお客様指定のウォレット・取引所に送金する際にかかる手数料は年 4 回まで無料。

- ・ 5回目以降の返還時の送金手数料に関しては、所定の返還手数料金額を返還資産から控除します。
- ※ 上記手数料については、返還を希望される暗号資産の数量から送金手数料を差し引いた数量が返還されます。
- ※ 返還請求ページにおいて、上記送金手数料が「返還手数料目安」と表記されますが、こちらは返還手数料が割り引かれるケースがあるためです。2つ以上の取引をまとめて返還送金を行う場合や、小数点以下7桁-8桁の端数について対象暗号資産の仕様で送金できない場合に返還手数料から割り引く形で還元するケースです。

【税金】

本サービスで付与される貸借料については、課税上において雑所得として扱われ、一定の金額以上においては、原則として確定申告をする必要があります。

- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、取り扱いが変更される場合があります。
- ※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

【サービス利用におけるリスク】

ユーザーによる返還申請に必要な情報の紛失、第三者による盗難のリスク

- ・ お客様の端末のハッキングなどによって、返還申請に必要な情報の紛失、または第三者による盗難があった際に不正な返還申請が行われる可能性がございます。
- ・ 当社サービスは返還先アドレスのホワイトリスト管理などを徹底しており、不正な返還申請を防ぐ設計をしておりますが、不正な返還申請が実行された場合、お客様の資金が紛失する可能性があります。

暗号資産（仮想通貨）の盗難・紛失リスク

- ・ 当社がお客様から借り入れしている暗号資産を記録しているウォレットのパスワードまたは秘密鍵を、ハッキング・盗難その他の理由により第三者に知られた場合、または喪失した場合、そのウォレットに記録されている暗号資産が不正に流出または紛失する可能性があります。
- ・ この場合にも当社はお客様への資金返還義務がありますが、当社が破綻しお客様に十分な補償を行うことができない可能性があります。

ハードフォークのリスク

- ・ 貸借期間中において、対象暗号資産等についてハードフォーク等により新たな暗号資産等及び権利が生じた場合、お客様は当社に対して当該新暗号資産等及び権利の付与を原則として請求できません。

貸出期間中にマーケットでの価格が変動するリスク

- ・ お客様が貸出している暗号資産は、貸出期間中、マーケットでの価格が変動したとしても売却することはできません。貸出期間は最短1ヶ月となり、返還請求から7営業日以内に返還トランザクションを実行する形式となります。

なお上記に掲載したリスクは暗号資産関連のサービスとして典型的な概要を説明するものであり、サービス利用に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。ビットレンディングの運

営においては、リスクコントロールに最大限の注意を払いますが、暗号資産が法定通貨の仕組みとは異なること、様々な予期せぬ事象によるリスクが起こりうること、その結果お客様が損失を被る可能性があることを予めご認識ください。

【サービス設立日】

2022年8月8日

【本サービスの運営期間】

無期限

※ 弊社の独自の判断に基づき、いつでも、本サービスの仕様の変更又は修正、利用・配布方法等の変更、使用許諾の中止、サービスの内容変更・中断・終了が行われる可能性があります。

【サービス運営会社】

会社名	株式会社 J-CAM
設立	2020年5月
代表者	代表取締役社長 新津俊之
所在地	105-0001 東京都港区虎ノ門1-10-5 KDX 虎ノ門一丁目ビル 11F

【その他留意点】

- ・ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。また、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。
- ・ 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 当資料の内容は、作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ・ 本サービスの申込においては、クーリングオフの適用はありません。